

1 改正の理由

地方公務員の定年引上げに伴い、60歳を超える職員の給料を60歳時点の7割水準とするなど、国家公務員の取扱いを考慮した措置を講じるものである。

また、令和4年8月8日に人事院から国家公務員に適正な処遇を確保するための勧告がされたことに鑑み、本組合職員の給料及び勤勉手当について、これに伴う措置を講じるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 給料

若年層の号給について給料月額を引き上げる。(平均改定率0.22%)

(令和4年4月1日から適用)

(2) 初任給

基準学歴	現 行	改 定
大 学 卒	195,500円	198,500円
短 大 卒	182,200円	185,200円
高 校 卒	165,900円	169,800円

(令和4年4月1日から適用)

(3) 勤勉手当

ア 令和4年度

区 分	支 給 率	
	現 行	改 定
6 月 支 給 分	0.95月 (再任用職員0.45月)	現行どおり
1 2 月 支 給 分	0.95月 (再任用職員0.45月)	1.05月 (再任用職員0.5月)
年 間 支 給 割 合	1.9月 (再任用職員0.9月)	2.0月 (再任用職員0.95月)

(令和4年12月1日から適用)

イ 令和5年度以降

区 分	支 給 率	
	令和4年度	令和5年度以降
6月支給分	0.95月 (再任用職員0.45月)	1.0月 (再任用職員0.475月)
12月支給分	1.05月 (再任用職員0.5月)	1.0月 (再任用職員0.475月)
年間支給割合	2.0月 (再任用職員0.95月)	2.0月 (再任用職員0.95月)

(令和5年4月1日から適用)

3 他自治体の類似する政策等

構成市及び県内の消防業務を所管する一部事務組合等において、人事院勧告等を受け、必要な措置が行われる見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

なし

6 給与改定による影響額

令和4年度

項 目	影 響 額
給 料 等 〔給料表の改定 によるもの〕	11,693,000円
勤 勉 手 当 〔支給月数の引上げ によるもの〕	32,473,000円
合 計	44,166,000円

※ 職員1人当たりの影響額

令和4年4月1日現在 職員数871人(再任用職員含む。)

44,166,000円 ÷ 871人 ≒ 50,707円

7 添付資料

(1) 令和4年度給料表

(2) 新旧対照表